

### 1. 各地における不適切な保育に関する事案の発生

静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われていたという事案が発生したほか、富山県富山市の認定こども園など全国で同様の事案が相次いでいるところ。

#### （静岡県裾野市の事案）

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

#### （不適切な保育の内容）

- ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等
- 令和4年12月3日に、静岡県及び裾野市において特別指導監査を開始

#### （静岡県等における今後のスケジュール）

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 令和4年12月3日～中旬 | ・園への聴取実施・分析及び書類分析   |
| 12月第2週～3週    | ・保護者アンケート           |
| 12月下旬        | ・保護者アンケートの分析（追加の聴取） |
| 令和5年1月下旬     | ・指導（勧告）内容の調整        |
| 2月上旬         | ・指導（勧告）通知の発出        |

### 2. 国における対応

- 令和4年12月上旬に、以下の内容について周知・徹底を通知。
  - ①保育所等における虐待等の発生防止を改めて徹底すること
  - ②虐待等が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
  - ③行政における迅速な事実確認の実施
  - ④保育士の資格等の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から開始（詳細は次頁）。

# 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について①

## 1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待等の不適切な保育を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

## 2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

### （1）自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
  - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
  - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

### （2）園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
  - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
  - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
  - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

## 3. スケジュール

- 令和4年12月27日 調査開始
- 令和5年2月3日 回答締め切り

## 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について②

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
  - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
  - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査
  - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
  - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

### （※1）手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

### （※2）「虐待」の行為類型

#### ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

##### （虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、**法第三十三条の十各号に掲げる行為**その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### ◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

##### 第三十三条の十（略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 **※身体的虐待**
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 **※性的虐待**
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 **※ネグレクト**
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 **※心理的虐待**